

## 平成26年度自治体向けセミナー「市民後見人育成事業への取組み」報告 (京都)

平成26年9月5日(金)、この日京都府地方は前日からの大雨により、北部の福知山市や綾部市に被害が出て、JR福知山線が不通になる等、交通機関に大きな乱れが生じていました。

そのような中、全国の自治体及び社会福祉協議会の担当者を対象にした、「市民後見人育成事業への取組み」と題したセミナーが、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(以下「リーガルサポート」という)主催のもと、法務省、厚生労働省、総務省及び日本成年後見法学会など多数の後援を得て、京都市下京区の京都リサーチパーク、サイエンスホールにおいて開催されました。幸い開催地の京都市においては、それほど雨量もなく、時折晴れ間も見られる天気で、大部分の参加者にはほとんど影響がありませんでした。

このセミナーは昨年東京において1度開催され、今年も7月11日に東京において開催されました。いずれも好評を博し、本年度は西日本の自治体を主たる対象として京都市においても開催されたのです。参加していただいた自治体関係者は、北海道から沖縄県まで、全国各地から集まっていただきました。東京での開催と同様に、定員を超えるほどの参加者で熱気を帯びたものになり、市民後見人育成事業に対する取組に全国の自治体が関心を寄せているものと思われまます。

当日は正午前から受付が始まり、12時30分に松井理事長より開会の挨拶あり、すぐに基調講演に入りました。基調講演は大阪市立大学大学院生活科学研究科教授で、大阪市の市民後見人養成・支援活動の牽引役でもある岩間伸之先生の「市民後見人の意義と自治体の役割」と題するもので、現時点における理想の市民後見人像及び自治体の関わり方を具体的な事例を交えて大変わかりやすく説明され、参加者も非常に感銘を受けた様子でした。岩間先生の研究成果は我々市民後見人育成事業支援委員会(以下「当委員会」という)が考える理想の事業像とも概ね一致しており、今後の展開において貴重な示唆を与えてくれました。

その内容を要約すると、副題に「市民と専門職と行政のコラボレーション」と称して成年後見制度におけるそれぞれが担う役割についての解説で

した。まず、市民後見人をめぐる動向、社会福祉との関係、参画型社会福祉へと話しを発展させ、その後、権利擁護の担い手としての市民後見人の基本的性格の説明から自治体に期待される役割を具体的に5つに分類して展開していかれました。また、市民後見人が地域福祉の新たな担い手として守っていくべき「権利擁護」の概念にも触れられ、中でも注目すべき点は、「権利擁護」の概念を各種の虐待や経済的被害等から本人を守るという権利侵害からの保護、また人として生活するのに最低限必要な衣食住をはじめとする生活上の基本的なニーズの充足という権利擁護活動の中核をなす「狭義の権利擁護」から、さらに「本人らしい生活」と「本人らしい変化」を支えるとする「積極的権利擁護」にまで拡大する必要性を説かれた部分ではないかと思います。それは、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるように支えるという本人の自己実現に向けた取り組みを保障するものでなければならないとする概念です。そして、そのような権利擁護活動こそ、市民後見人がそれぞれの地域において社会貢献活動として行うべきものでなければならないと説かれていました。

岩間先生の講演は、最初から興味深く拝聴することができ、気がつくと予定時間を超えておりました。その後、当委員会の池田浩明委員から「市民後見人育成事業の立案・実施に向けての提案Ver. 2」の発表がありました。

その内容は、市民後見人が必要とされる背景や自治体が育成事業に取り組む必要性等を述べ、更に各自治体が育成事業を立ち上げる為の体制づくり、カリキュラムなど市民後見人養成研修の実施方法、養成後の支援体制や支援機関の運営方法など、育成事業を実施する具体的な方法論についてパワーポイントを使って説明がなされました。基調講演の内容と重複する内容も含まれていましたので、適宜内容を省略しながら進めて行きました。育成事業に取り組中の自治体やこれから育成事業を始めようとする自治体にとり、大変参考になったものと思われまます。

休憩を挟んで、セミナー2「市民後見人育成事業の実施例報告」と題して実際に市民後見人養成及び支援活動を行っている三つの実施団体からの具体的事例の報告がなされました。

最初の報告は、社会福祉法人京都市社会福祉協議会が主催する京都市長寿すこやかセンター矢部典子部長からの「市民後見人養成・支援の取組～

3年目のあゆみ～」と題する報告でした。

京都市では平成24年4月に「京都市成年後見支援センター」を立ち上げ、京都市社会福祉協議会が事業を委託されて運営しています。平成24年に養成講座を開始して93名の受講者の内23名が候補者名簿に登録され、平成25年度は31名受講、19名が名簿登録とのことでした。現在では市民後見人として5名が実際に受任しております。

京都市の取組は大阪市や大阪府の取組を参考にしたもので、1年目は成年後見支援センターの開所、運営委員会の設置、家裁との事前調整、養成講座カリキュラムの検討及び養成講座の開講（1回目）。2年目から活動マニュアルの作成、受任調整・活動支援、養成講座の開講（2回目）及び後見人候補者に対するフォローアップ研修の開催となっています。また、3年目からは上記の活動に加え「市民後見人通信」を発行しています。

その他、市民後見人による受任に適した案件や市民後見人支援の課題及び市民後見人の可能性などにも言及され、充実した報告でした。

2団体目は、熊本県北部に位置する山鹿市の「やまが成年後見センター」センター長杉村浩氏からの報告で、「やまが成年後見センターが期待する市民後見人」と題する発表です。やまが成年後見センターは平成22年11月に設立され、翌平成23年6月には第1号の被後見人を受任しました。現在では53件の受任件数があります。養成講座は平成23年から実施しており、講座を受講した市民をまず生活支援員として採用し、その後運営委員会での承認を経て専門員として採用されます。専門員として活動をした後に専門員研修を受講して市民後見人として活動することになります。専門員（市民後見人）の支援方法や市民後見人養成計画につき具体的な内容を報告しました。

3団体目は香川県坂出市の社会福祉法人坂出市社会福祉協議会から福祉推進係の松原秀和氏が「市民後見人誕生までの経過と今後の展望」と題して報告がなされました。

坂出市の市内には専門職とされる弁護士とリーガルサポート会員が各1名いるのみで、成年後見人の担い手が足りない状態でした。そこで、坂出市社会福祉協議会が、平成19年から法人後見事業に取り組み、現在までに累計23名の成年後見人に選任され活動してきました。平成23年には厚生労働省の「市民後見推進」モデル事業の自治体の一つとして指定さ

れ市民後見を推進していくことになりました。まず、先進地区の視察から始めて、次に市民後見人を養成することになりました。目標としては15名を養成し、法人後見支援員として登録してもらうことでした。予算の都合上、自前での養成講座を開設することは難しかったので、坂出市が開催する成年後見制度人材養成研修会や坂出市市民後見人養成実務研修会などを利用して養成講座を受講してもらうことにしました。当初は法人後見支援員という立場で活動してもらうことになりました。

平成24年12月までに坂出市職員と家庭裁判所の職員が打合せをして、市民後見人の保険契約も締結し、成年後見人選任の申立を2件しました。平成25年1月には市民後見人として2名選任され、坂出市社会福祉協議会が監督人として選任されました。また、「坂出市成年後見センター」を設置して組織作りと運営委員会の立ち上げなどを進めてきました。

平成26年度の取組については、フォローアップ研修会を開催する。市民後見人候補者を法人後見の支援員や成年後見制度に関する相談会の相談員として活動してもらう。「坂出市成年後見センター市民後見人バンク運営基準」の制定。などを行ってきました。

今後は、市民後見人候補者の積極的活用を考えています。例えば首長申立時に市民後見人候補者を推薦したり、公募による方式で市民後見人養成研修へ協力してもらったり、任意後見制度への活用を視野に入れて活動します。

三団体の報告後、会場との活発な意見交換や質疑応答のため、2つの会場に分かれて、第一分科会と第二分科会を開催しました。

第一分科会は、セミナー会場であるサイエンスホールを使い、「育成事業を立ち上げる」と題して、立ち上げ段階の問題点を中心に議論しました。登壇者は岩間教授と坂出市社会福祉協議会の松原氏、リーガルサポートの芳賀相談役、当委員会の中村委員長及び藪本委員でした。参加者からは成年後見センターの立ち上げにかかる費用の捻出など具体的な問題に関する質問がありました。なお、岩間教授は途中から第二分科会の会場に移りました。

第二分科会は、セミナー会場と同じフロアにあるAV会議室において開催され、「育成事業の運営を考える」と題して、育成事業立ち上げ後の問題を中心に議論しました。登壇者は、京都市社会福祉協議会の矢部典子

氏、山鹿市社会福祉協議会の杉村浩氏、リーガルサポートの大貫相談役、梶田常任理事、当委員会の池田委員でした。途中岩間教授は第一分科会から移動して登壇していただきました。参加者からは市民後見人がする報酬付与の申立に関する質問、成年後見センター運営費用に関する質問や意見等がありました。

そして、それぞれの分科会の最後には、リーガルサポート担当者より、リーガルサポートが考える市民後見人及び市民後見人育成事業の目指すべき姿を策定した「市民後見人憲章（案）」が発表されました。憲章文の読み上げとともに、趣旨説明もあわせてされました。

東京に引き続き京都でのセミナー開催であったため、参加者の人数が懸念されましたが、実際には定員を上回る自治体の担当者の皆さんに参加していただき、「市民後見人育成事業」が全国の自治体にとって大変関心の高い事業であることをあらためて感じるとともに、リーガルサポートとして各地の市民後見人育成事業に積極的に関与していくことの重要性と責任を感じることができたセミナーでした。

以上